

令和6年1月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年1月31日(水曜日)午後1時30分～

2. 場 所 村民会館1階 ホール

3. 出席委員 16名

1番 川田 忠宏		3番 清遠 典子
4番 西笛 勤	5番 岡村 和紀	6番 松本 明広
7番 國澤 剛	8番 高松 勇一	9番 岡村 真吾
10番 山崎 一義	11番 安岡 志乃	12番 都築 直美
13番 筒井 誠	14番 白石 裕二	15番 山本 伸
16番 茂井 雅昭	17番 上杉 卓朗	

4. 欠席委員 1名

5. 事務局

事務局長	吉永 卓史
書記	松本 梓

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号1～11）

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請 3件

議案第3号 あっせん申し出について 5件

議案第4号 非農地証明願 1件

議案第5号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 1 月定例会を開催します。本日の出席委員は 16 名で、欠席委員は 1 名です。出席農業委員 13 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は山崎一義委員と筒井誠委員にお願いします。

議 長 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について議題とします。

第 1 号議案 　　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定。

　　受付番号 1 番

　　大字西分字四反田 甲 5590 番、地目は田、面積 386 ㎡。譲渡人は東京都江戸川区東小岩の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間は R6 年 1 月 1 日から R10 年 12 月 31 日までの 5 年。使用目的は堆肥置き場、賃借料は 5,000 円/年。

　　受付番号 2 番

　　大字西分字香円 甲 5682 番、地目は田、面積 2,353 ㎡。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R6 年 1 月 1 日から R20 年 12 月 31 日までの 15 年。作付けはピーマン、賃借料は 6 俵/10a。

　　受付番号 3 番

　　大字西分字井ノ本 甲 6335 番、地目は田、面積 3,102 ㎡の内 1,500 ㎡。譲渡人は香南市野市町東野の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R5 年 12 月 17 日から R6 年 12 月 16 日までの 1 年。作付けはナス、賃借料は 180,000 円/年。

　　受付番号 4 番

　　大字馬ノ上字番匠屋敷 990 番 1、地目は畑、面積 578 ㎡の内 570 ㎡、1017 番 1、地目は田、面積 727 ㎡の内 690 ㎡、字十市 1451 番 2、地目は田、面積 575 ㎡の内 370 ㎡。譲渡人は芸西村馬ノ上の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R6 年 1 月 1 日から R10 年 12 月 31 日までの 5 年。作付けは水稻、賃借料は 0.5 俵/10a。

　　受付番号 5 番

　　大字和食字下中筋 甲 5695 番、地目は田、面積 1,097 ㎡。譲渡人は芸西村

和食の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。売買による所有権移転で、対価は1,986,000円、所有権移転時期はR6年2月9日予定。

受付番号6番

大字和食字極楽寺前西ノ谷 甲 5497 番、地目は田、面積 1,227 m²。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R6 年 2 月 1 日から R11 年 1 月 31 日までの 5 年。作付けは水稲、賃借料は無償。

受付番号7番

大字和食字西入野 甲 2923 番 2、地目は田、面積 499 m²。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R6 年 2 月 1 日から R16 年 3 月 31 日までの 10 年 2 ヶ月。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

受付番号8番

大字西分字井ノ本 甲 6337 番、地目は田、面積 574 m²、甲 6338 番、地目は田、面積 2,319 m²。譲渡人は兵庫県南あわじ市榎列子榎列の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間は R6 年 1 月 1 日から R15 年 12 月 31 日までの 10 年。作付けは水稲、賃借料は 2 俵/年。

受付番号9番

大字馬ノ上字十市 1449 番 1、地目は田、面積 1,077 m²、字瀬掛田 1463 番 1、地目は田、面積 835 m²。譲渡人は芸西村馬ノ上の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R6 年 2 月 1 日から R11 年 1 月 31 日までの 5 年。作付けは水稲、賃借料は 5,000 円/年。

受付番号10番

大字和食字横手 甲 4800 番 1、地目は田、面積 3,098 m²。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R6 年 2 月 1 日から R16 年 1 月 31 日までの 10 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

受付番号11番

大字馬ノ上字ゴマジリ 538 番 1、地目は田、面積 3,506 m²。譲渡人は東京都西東京市下保谷の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R6 年 2 月 1 日から R11 年 1 月 31 日までの 5 年。作付けは水稲、賃借料は 1 俵/10a。

議 長 第 1 号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定 11 件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 　　いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 　　続きまして第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について議題とします。

第 2 号議案 　農地法第 3 条第 1 項の規程による許可申請について。

受付番号 1 2 　土地の所在は大字和食字城殿 甲 5302 番、台帳地目は田、現況地目は田、面積は 666 ㎡。譲渡人は、高知市吉田町の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。売買による所有権移転。

1 月 30 日（火）に会長、茂井雅昭委員、筒井誠委員、事務局にて現地確認。

受付番号 1 3 　土地の所在は大字西分字栢木 乙 780 番、台帳地目は畑、現況地目は畑、面積は 279 ㎡、乙 788 番、台帳地目は畑、現況地目は畑、面積は 151 ㎡、字一番沢 乙 1303 番、台帳地目は畑、現況地目は畑、面積は 121 ㎡。譲渡人は、広島県呉市押込の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。贈与による所有権移転。

1 月 30 日（火）に会長、清遠典子委員、白石裕二委員、事務局にて現地確認。

受付番号 1 4 　土地の所在は大字和食字畠中 甲 2247 番 1、台帳地目は畑、現況地目は畑、面積は 392 ㎡、甲 2248 番、台帳地目は田、現況地目は田、面積は 689 ㎡。譲渡人は、芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。売買による所有権移転。

1 月 30 日（火）に会長、茂井雅昭委員、筒井誠委員、事務局にて現地確認。

議 長 　　第 2 号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

（質問なし）

議 長 　　それではお謀りします。第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

（全員賛成）

議 長 　　それでは第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 　　続きまして第 3 号議案 あっせん申し出について議題とします。

第3号議案 あっせん申し出について

受付番号3 申請人である芸西村和食の〇〇さんより、大字和食字関添 甲4831番1、地目は田、面積1,612㎡、甲4833番1、地目は田、面積456㎡、字両圓 甲1526番1、地目は田、面積728㎡の土地について売買、賃貸を希望と申し出。

受付番号4 申請人である高知市池の〇〇さんより、大字和食字関添 甲4832番1、地目は田、面積713㎡の土地について売買、賃貸を希望と申し出。

受付番号5 申請人である芸西村西分の〇〇さんより、大字西分字ハッタ 甲6393番、地目は田、面積1,180㎡の土地について賃貸を希望と申し出。

受付番号6 申請人である神戸市垂水区舞子台の〇〇さんより、大字西分字ハッタ 甲6394番、地目は田、面積992㎡の土地について賃貸を希望と申し出。

受付番号7 申請人である東京都文京区白山の〇〇さんより、大字和食字岡ノ山門 甲5373番、地目は田、面積453㎡の土地について売買を希望と申し出。

現在の耕作者は資料の通りになっております。

議 長 事務局案ではあっせん委員は、受付番号3及び4は山崎一義委員、西笛勤委員、受付番号5及び6は白石裕二委員、松本明広委員、受付番号7は高松勇一委員、茂井委員になりますがいかがでしょうか。

委 員 分かりました。

議 長 では、お願いします。

議 長 続きまして第4号議案 非農地証明願について議題とします。

第4号議案 非農地証明願について

受付番号3 申請人は〇〇さん。土地の所在は大字西分字発田屋敷 甲2656番3、台帳地目は畑、現況地目は公衆用道路、転用面積は8.37㎡。申請理由は、遅くとも昭和54年頃には、耕作をしなくなり、公衆の通行の用（公衆用道路）に供されるようになり、現在に至る。

1月30日（火）に会長、清遠典子委員、白石裕二委員、事務局にて現地確認。

議 長 それではお謀りします。第3号議案 非農地証明願について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第 4 号議案 非農地証明願については許可いたします。

議 長 続きますして第 5 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。なければ、これで 1 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 2 時 15 分)

議事録署名委員

山崎 一義

議事録署名委員

筒井 誠